

Q10 小規模企業共済(退職金型+年金型)について、教えてください(平成21年度改正版)

ポイント

2008.12 湊税理士事務所作成

【退職金準備型】

- ① 独立行政法人 中小企業基盤機構(略称 中小機構)が運営する制度です。
- ② 掛金は、全額を課税対象所得から控除できるため、節税効果が期待できます。
- ③ 共済加入しておけば、万一の時に借入制度も利用できます。
- ④ 中小機構の小規模共済なら、今年12月中に加入すると、その分を今年の所得から控除することが出来ます。
金融機関で初回納付した際、領収書が発行されますので、そちらが小規模の控除証明書となります。

【個人年金準備型】

- ① 国民年金基金が運営する制度です。
- ② 掛金は、全額を課税対象所得から控除できるため、節税効果が期待できます。
- ③ 加入手続から1~2ヶ月後でない口座から引落し開始できないため、仮に12月に加入しても、所得控除の効果は来年度に分からとなります。

【所得控除額の早見表】

- ① 個人事業主や、中小企業の役員の場合には、上記2つの制度を併用することができます。
- ② 個人事業主の場合には、最大で1、656千円、中小企業の役員の場合でも最大で、1、056千円の控除が可能です。
- ③ 平成21年度改正で、個人型の確定拠出年金の掛け金限度額が増額される予定です。

年金被保険者	小規模企業共済等掛金控除					
	中小企業基盤機構		個人型確定拠出年金		合計	
	月	年額	月	年額	月	年額
個人事業主	70,000	840,000	68,000	816,000	138,000	1,656,000
中小企業役員	70,000	840,000	18,000	216,000	88,000	1,056,000
一般サラリーマン			18,000	216,000	18,000	216,000

※ 掛金の詳細については、下記概要の掛金欄をご参照下さい。

中小企業役員	70,000	840,000	23,000	276,000	93,000	1,116,000
一般サラリーマン			23,000	276,000	23,000	276,000

H21年度改正

解説

1 制度の概要

現在小規模企業共済掛金控除は、以下の2つの制度により適用を受けることができます。

運営元	積立目的
中小企業基盤機構	将来の退職金の準備
国民年金基金	将来の年金の準備

2 「小規模企業共済-退職金準備型」の概要

制度のあらまし

小規模企業の個人事業主または中小企業等の役員が事業を廃止した場合や役員を退職した場合などに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。
事業主の為の退職金制度とされています。

中小機構共済加入資格

- 個人事業主もしくは会社役員

区分	対象者
株式会社	取締役、監査役
合名、合資会社	無限責任社員
合同会社	有限責任社員

- 従業員数等の条件

業種	従業員数
製造業、建設業、運輸業、農業等	20人以下
小売業、卸売業、サービス業、土業	5人以下

●不動産賃貸業の場合は5棟10室以上の事業規模であること

●下記に該当する場合は、加入できません。

- (1)青色専従者
- (2)法人の役員については、登記していることが必要です。したがって、顧問等の場合には加入できません。
- (3)医療法人の役員加入は不可
- (4)直接営利を目的とした企業活動を行っていない団体の役員等
- (5)生命保険外務員など
- (6)アパート経営を兼業するサラリーマン(副業の場合、加入できません)

掛 金

- 中小機構の毎月の掛金は1,000円から70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べます
- 加入後、増・減額ができ、前払いもできます
- ただし、減額する場合、一定の要件が必要です。
- 所得が無いときなど納付が困難な場合は、掛け止めが可能
- 月払い、半年払い、年払いから選択
- 満期も積立の上限もなし。

掛金引継ぎの取り扱い

次のケースに限って、掛金の引継ぎが出来ます。

1 同一人で掛け金を通算できる場合

以前	以後	異動自由
個人事業	個人事業	事業廃止→新規開業
個人事業	法人事業	法人成り
個人事業	他の会社の役員	事業廃止→就任
他の会社の役員	個人事業	退任→新規開業
他の会社の役員	他の会社の役員	退任→就任

2 事業承継の場合

譲渡者	譲受者	移転理由	課税上の取扱
旧事業主	旧事業主の配偶者又はその子	個人事業の譲渡	贈与税
		個人事業の相続	相続税

税金の取り扱い

時期		課税上の取り扱い		
納付時		全額所得控除		
中途解約時 (12ヶ月以上加入時)		65歳未満		一時所得
		65歳以上		退職所得
給付区分	共済金A	生前	一括受取	退職所得
	共済金B		分割受取	雑所得(公的年金)
	準共済金	死亡後		相続財産

*12ヶ月未満の場合には掛け捨て。

○ 現時点での掛金と給付金の金額

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	●事業をやめたとき(個人事業主の死亡・会社等の解散を含みます。) ※配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除きます。
共済金B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	●会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職(任意または任期満了による退職を除きます。) ●老齢給付(年齢が65歳以上で、掛金を15年以上納付した方は、請求することにより受取可能。老齢給付として受け取らずに、共済契約を継続の選択も可能。)
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	●会社等の役員の任意または任期満了による退職 ●配偶者、子への事業譲渡 ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかったとき
解約手当金	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月(20年)未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。					●任意解約 ●掛金を12か月分以上滞納したとき ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかったとき(なお、この場合において小規模事業者でないときは、準共済事由となります。)

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※ 共済契約者死亡の場合における共済金受給権者の範囲及び順位

→ 先順位者を超えて請求することは出来ません。

	親族	備考
第1順位	配偶者	戸籍上の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあったものを含む
第2順位	子	—
第3順位	父母	—

※ 民法上の相続人とは異なります。

貸付制度

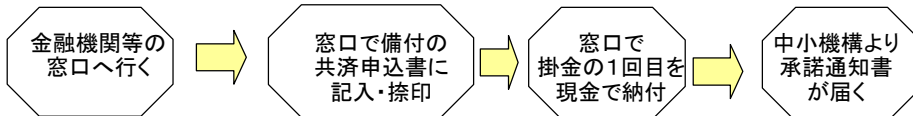
● 無担保・無保証人で事業資金を借入れることができます。

項目	内容
貸付限度	掛金総額の70%~90%以内 10万円以上1,000万円以内
借入事由	下表を参照して下さい
貸付期間	6ヶ月から60ヶ月
償還方法	6ヶ月毎元本均等割返済
利息	1.5%(延滞利息は14.6%)
保証金	無保証人

種別	借入事由	金利	摘要
一般	制限無し	1.5%	簡易に事業資金または事業に関連する資金貸付
	傷病災害	0.9%	疾病負傷により一定期間入院、災害被害を受けた場合の貸付
特別	創業転業	0.9%	掛金納付月数通算制度により、新規開業・転業後に共済契約を再び締結する共済契約者に対する貸付
	新規事業展開	0.9%	共済契約者の事業多角化に要する資金及び後継者が新規開業に要する資金と事業多角化に有する資金の貸付
	福祉対応	0.9%	共済契約者又は同居する親族の福祉向上に必要な住宅改造資金、福祉機器購入等の資金貸付
	緊急経営安定	0.9%	資金繰りに支障をきたしている共済契約者に事業資金貸付

3 中小機構 小規模企業共済 新規申し込みの流れ

※ 中小企業倒産防止共済と同じです。



窓口へ行く

都銀、地方銀行、信用金庫などの金融機関、または商工会議所、商工会など、中小機構の委託業務を行っている所が窓口です。

事前にお近くの窓口に電話し、共済制度を取り扱っているか、事前に確認しましょう。

申込用紙記入

備え付けてある共済契約申込書に必要事項を記入して印鑑を押印

掛金を現金納付

申込金(現金で納付、第1回目の掛金に充当)を納付し、申込完了
加入申込みの際には掛金をまとめて前納することができます
月払い、半年払い、年払いから選択

承諾通知

中小機構から下記の書類を契約者の方へ、加入申込後約40日程度で直接お送りします
加入者必携(付共済手帳)

引落日

小規模企業共済制度の掛金の口座振替日は、加入申込月の翌々月の18日
中小企業倒産防止共済の掛金の口座振替は、加入申込月の翌々月の27日

4 「小規模企業共済一個人型確定拠出年金型」の概要

制度のあらまし

国民年金基金が取り扱う制度ですが、運用は加入者ご本人が商品を選択するシステムです。さまざまな取り決めがあるため、加入前にはしっかりと説明をうける必要があります。投資リスクを各加入者が負うこととなりますが、運用が好調であれば、年金額は増やすことが可能です。

メリット

- 60歳から受給可能しかも有利な税制
原則60歳から老齢給付金を受取ることができます
- 掛金が所得控除され、所得税や住民税が軽減するなどの税制上の優遇措置があります。
支払う掛金は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となるほか、給付金を年金で受取るときには「公的年金等控除」、一時金で受取るときには「退職所得課税」が適用されます。
- 離転職した場合にも便利
積み立てた年金資産の持ち運びができるポータビリティが高い制度です。
- 自由な運用が可能
自分の持分(年金資産)についての運用方法は、加入者個人で決めることができます。
- 公的年金の上乗せ年金制度の新たな選択肢
確定拠出年金は、国民年金基金や既存の企業年金に加え、新たな選択肢として公的年金に上乗せされる制度です。
国民年金基金等の確定給付年金と組み合わせることにより老後の所得保障の充実が可能になります

デメリット

- 運用リスクは加入者本人が負うこととなります
運用方法を加入者個人が決め、運用リスクは加入者個人が負うこととなります。
- 事務費などの手数料は加入者が負担します
金融機関等窓口によって、手数料は異なりますが、年7000円弱かかります。そのため少ない掛金では、負担が大きくなります。
- 年金額が事前に確定していません
加入者ごとの運用実績に基づいて年金額が決定するため、老後に受取る年金額が事前に確定していません。
- 掛金を途中で引き出すことはできません
解約返戻金のような制度はありません。
- 脱退一時金について
加入者であった方が、専業主婦になるなど制度に加入し得ない状況になり、過去の拠出年数が3年以下である等の場合には、脱退一時金を受給することができますが、3年を超えると一時金の受給も出来ません。

個人型確定拠出年金 加入資格

次の年金保険者が加入の対象となります。

年金被保険者		対象者
1号	事業主等(注1)	国民年金の被保険者の方
2号	中小企業役員 一般サラリーマン	厚生年金保険の被保険者の方

(注1) 自営業者、社員数5名未満の個人事業主に雇用されている従業員

(注)次の方は、個人型確定拠出年金制度の対象外となり加入できません。

- 厚生年金基金や適格退職年金等に加入している方
- 企業型年金を実施する企業に勤めその対象となっている方
- 公務員などで共済組合に加入している方
- 厚生年金保険や共済組合に加入している方の被扶養配偶者の方(国民年金の第3号被保険者)
- 農業者年金の被保険者

掛金

年金被保険者		小規模企業共済等掛金控除	
		個人型確定拠出年金	
		月	年額
1号	事業主等	68,000	816,000
2号	役員	18,000	216,000
	社員		
2号	役員	23,000	276,000
	社員		

- 確定拠出年金の毎月の掛金の上限は、1号被保険者・・・68,000円、2号被保険者・・・18,000円5,000円以上1,000円単位で任意に設定できます。
- 掛金の額は、毎年4月から3月の間で1回のみ変更することができます。

H21年度改

平成21年度改正で拡大する予定です。

掛金納付方法

- 口座引落で納付となります。
- 企業の従業員の場合は、原則給与天引、事業主経由で掛金納付となります。
- 前納、追納なし。
- 掛金の変更は、年1回 4月から3月の間で可能。

ポータビリティ

- 離転職しても、積み立てた年金資金を持ち運ぶことが出来ます。
- 確定拠出年金では転職または離職した場合でも、それまでに積み立てた年金資金は、そのまま個人型加入者として継続できるほか、個人ごとの持ち分(個人別管理資産)を転職先の企業型年金に移転することが出来ます。
 - 個人型年金の加入者であった方が、企業に就職されることになったときや、企業の従業員の方で個人型年金の加入者であった方が企業型年金を実施している企業に転職される時も同様です。
 - 積み立てた年金資産を移転した場合には課税されません。

そのため、個人型で確定拠出年金を納付していた人が、転職して、その会社が企業型確定拠出年金を導入している場合、個人型から企業型への移行が可能です。

税制上の取扱

支払時	小規模企業共済等掛金控除として全額が所得控除の対象となります
運用時	積立金に対して特別法人税が課税されますが、H23/3/31まで課税は停止されています。

	種類		税金		取り扱い
	年金型	一時金型	所得税	雑所得	公的年金控除が適用
受取時	老齢給付金	一時金型	所得税	退職所得	掛金払込期間を勤続年数として計算可能
	障害給付金		所得税		非課税
	死亡一時金		相続税		みなし相続財産

- ・最初の拠出から10年以上経過している場合には、60歳から受け取ることができます。

申し込み方法

- 加入の申し込み手続きは金融機関を窓口(銀行・信金・生保・証券会社など)にして行い、金融機関経由で連合会に申し出ます。
- 加入等に必要な書類は、各受付金融機関にあります。
- 一度窓口へ電話し、個人型確定拠出年金の制度を取り扱っているか、事前に確認しましょう。(支店などの窓口によっては、取り扱っていない場合がございます。)
- ⇒ 加入を申し出る時に、運営管理機関を指定することになります。
 - ⇒ 年金資産の運用は、それぞれの運営管理機関で選定・提示した運用商品の中から行います。
 - ⇒ 具体的な運営管理機関の選定、運用商品の選定にあたっては、それぞれ扱っている商品など変わってくるので、あらかじめ十分な説明をうけてよく検討の上、選択をする必要があります。

(注意) 企業の従業員が加入する場合は、まず事業所登録が必要です。

企業の従業員の支払方法は、会社が給与天引を行い、会社が納付するという方法となります。